

2019年5月26日 過労死防止学会第5回大会 第5分科会

## 第1章 過労死遺族に課せられた労災認定の壁

吉田典子 愛知はたらくもののいのちと健康を守るセンター

### 鈴木陽介 経緯

- 2010年 4月 1日 中部電力株式会社に入社
- 2010年10月28日 三井住友金属に再調査 中間報告
- 2010年10月29日 出社せず
- 2010年10月30日 早朝（推定）亡くなる
- 2013年 8月29日 津労働基準監督署長に対して労災申請
- 2014年 9月26日 不支給処分
- 2014年11月27日 三重県労働者災害補償保険審査官に対して審査請求
- 2015年12月18日 中部電力に対して民事調停申立  
(損害賠償、ノート型パソコン・外付けハードディスク・USBメモリーの引き渡し、労災の調査への協力を求める)
- 2016年 3月31日 審査請求棄却決定
- 2016年 4月18日 労働保険審査会に対して再審査請求  
(民事調停取り下げ(三重労働者災害補償保険審査官の決定があったこと、相手方代理人から申立代理人に対し、調停に応ずる意向がない旨の電話があったことを理由とする))
- 2017年 3月 8日 再審査請求棄却決定
- 2017年 6月15日 不支給処分取消訴訟の提起

### I ある日突然に

NHKニュース

### II いろいろな壁

- 1 家族の非協力
- 2 会社は労働状況の証拠隠滅
  - ア 寮の部屋にあった個人所有ノートPC・外付けハードディスク2台がない
  - イ 個人所有の携帯電話は半分に折られ破損・会社の携帯電話はそのまま
- 3 会社関係者との面談は途中で一方的に打ち切られる
- 4 会社は同期入社社員たちとの面談の機会を作ってくれなかった
- 5 会社で何があったのか？遺族は悲しみのどん底
- 6 世間の偏見
- 7 立証責任は遺族にある
  - ア 資料は全て会社が握っている
  - イ 遺族は証拠入手が困難 ⇒ 立証困難
  - ウ 労基署は中立ではなく企業側
- 8 精神疾患の労災認定基準は高い

- ア 遺書はない ⇒ 警察では事件性なし ⇒ 仕事が原因とならない
- イ 残業時間月100時間以上の壁
- ウ 平均的労働者論にたつ認定基準
- エ 意見書を書いてもらえる精神科医が少ない

### III 悲しみの中から行動へ

家族(息子)が亡くなった。何があったのか明らかにしたい。できることをひとつずつ。

- 1 とにかく会社で何があったのか知りたかった。しかし、何もできない。
- 2 労災制度があることを知らない
- 3 社会システムに問題。労災請求を申請するにもいくつもの壁。
  - ア 立証責任は遺族にある
  - イ 何があったのか調べる方法がない
  - ウ 落ち込んで暇はないが何も手につかない
  - エ 自死に対する世の中の偏見
- 4 愛知働くもののいのちと健康を守るセンターへ連絡
  - ア 何もしないでは後悔する。何もしないではいけない！
  - イ 三重県に働くもののいのちと健康を守るセンターがなかった
  - ウ 高校同級生とのつながり
  - エ 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター(略称 愛知健康センター)へ電話。
  - オ 中部電力人権裁判や労災認定裁判を闘った中部電力OBの人たちとのつながり  
→支援の広がり
- 5 行動から学んだこと
  - ア 働くもののいのちと健康を守る全国センター主催 労働安全衛生中央学校
  - イ WHO報告書「自殺を予防する」 連続学習会
  - ウ 産業カウンセラー
  - エ 心理相談担当者
  - オ 労働局との懇談会

### IV まとめ 遺族としての実感

- 1 労災認定申請、時効の問題、遺族に立証責任があるという問題
- 2 事後対応(ポストベンション)の体制が不十分
  - ア 相談窓口
  - イ 相談機関は、遺族へ寄り添い丁寧な対応が必要
  - ウ 労基署は相談機関に決してなっていない
  - エ 労災認定申請の知識の不足
  - オ 労災申請が困難

## 第2章 過労死防止大綱にもとづいた事後対策の必要性

鈴木利往 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター  
高垣英明 同上 産業カウンセラー

### I 2つの事後対応のマニュアル

- 1 中央労働災害防止協会「職場における自殺の予防と対応」改訂 第5版 2010年  
資料1 心理的サポートのみ
- 2 「自死遺族等を支えるために ～総合的支援の手引」について 2018年11月  
ア 法的情報提供が重要  
イ 職場における自殺の事後対応(資料2)と、学校における事後対応
  - ① 文字数の違い 478文字(職場) 2451文字(学校)
  - ② 指針レベルの法的枠組みの違い 1件(職場) 3件(学校)
    - 「職場における自殺の予防と対応」改訂 第5版 (2010年)
    - 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 [改訂版]」(2014年)
    - 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2017年)
    - 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(2010年)

### II 愛知健康センターの行った活動から

- 1 事務局での連続学習会 WHO 報告書「自殺を予防する―世界の優先課題」
- 2 労働局との懇談会  
ア 100人-200人-2000人-20000人 資料3.4  
⇒⇒⇒ 過労死防止大綱(改訂) 資料5  
「詳細な統計がないこともあり、分析が十分とはいえない」  
労災制度が知られていない、信頼されていない。  
イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針について  
「一次予防(快適職場づくり)、二次予防(病気にならない予防)、三次予防(病気になったときの復職支援)とあるが、もし不幸なことに無くなったらどうするのか。こころの健康づくり指針の改正を」と要求。⇒⇒⇒「総合的支援の手引」資料2

### III まとめ

- 1 過労死防止大綱に基づく事後対応の整備が必要  
ア 遺族に対して、心理的サポートが必要  
イ 法的情報提供が必要(相談窓口の確保)  
ウ 立証責任の問題、証拠の早期収集のための法的枠組みの整備  
(労基署の警察機能の活用、第三者委員会など)
- 2 労働局と継続的に懇談などを設定

**資料1 中央労働災害防止協会「職場における自殺の予防と対応」改訂 第5版 (目次より)**

第6章 自殺後に遺された人への対応

1. 自殺のポストペンション(事後対応) .....	43
2. 職場でのポストペンションの原則.....	43
(1) 関係者の反応が把握できる人数で集まる.....	44
(中略)	
(6) 自殺にとくに影響を受ける可能性のある人に対して積極的に働きかける.....	46
(7) その他.....	46
3. 遺族への対応.....	47
(1) 誠心誠意対応する.....	47
(2) 心身両面のケアが必要.....	47
(3) 日常生活の手続きを助ける.....	48
(4) 故人をいつまでも忘れないことを伝える.....	48

**資料2 「自死遺族等を支えるために ～総合的支援の手引」**

3-3-2. 早期の証拠集めが大切(「自死遺族等を支えるために ～総合的支援の手引」より)

業務に関連した心理的負荷を裏付ける証拠は、会社側にあるものが多いといえます。しかし、会社側にある証拠は、時間の経過と共に散逸・消滅したり、悪質な場合だと破棄・改ざんされたりする場合があります。そこで、裁判所を通じ、会社側にある証拠を収集する証拠保全という手続きを利用することが考えられます。過労自殺を疑った場合、まず、過労自殺について十分な経験のある弁護士に相談し、早期に証拠を収集することがとても大切だといえます。

**労働局へ提出した資料**

**資料3 勤務に関わる自殺について(2017年)** (2018年過労死等防止対策白書)

労災として認定された自殺件数	98件
労災として請求した自殺件数	221件
勤務にかかわる自殺者として警察庁が認めた自殺者	1991人
	21321人

**資料4 過労死等労災申請について(2017年)** (2018年過労死等防止対策白書)

労災認定された脳血管疾患・心臓疾患による死者件数	92件
労災申請した脳血管疾患・心臓疾患による死者件数	241件

(2015年人口動態職業・産業別統計の概況より)

死亡時に有職者であった脳血管疾患・心臓疾患(高血圧を除く)による死者	24772人
(死亡時に有職者であった脳血管疾患による死者)	9330人
(死亡時に有職者であった心臓疾患(高血圧を除く)による死者)	15442人

**資料5 過労死等の防止のための対策に関する大綱(改訂) 平成30年7月24日**

第1 はじめに

2 現状と課題

(8) 課題

被雇用者・勤め人の自殺者のうち勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数は、精神障害により死亡したとする労災請求件数と大きな差があり、これらの差の部分について、遺族等が労災請求をためらっているという意見もあるが、詳細な統計がないこともあり、分析が十分とはいえない。